厚木市食生活改善推進員育成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき、食生活改善の普及啓発活動に携わる食生活改善推進員(以下「推進員」という。)の育成のための事業について、必要な事項を定めるものとする。

(推進員)

第2条 推進員とは、厚木市(以下「市」という。)が実施する食生活改善推進員養成講座(以下「養成講座」という。)を受講し、修了証を取得した者とする。 (事業)

- 第3条 市は、推進員の育成を図るため、次の事業を行うものとする。
 - (1) 養成講座
 - (2) 推進員育成研修
 - (3) 食生活改善推進団体(推進員により構成された団体)への活動支援
- 2 前項第1号の受講者は、市に住所を有する者とする。
- 3 前項第2号の受講者は、推進員とする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(厚木市食生活改善推進員養成・育成事業実施要綱の廃止)

2 厚木市食生活改善推進員養成・育成事業実施要綱(平成 10 年 4 月 1 日施行)は 廃止する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。